

令和3年2月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和4年1月31日までの売上高を用いて申請することもできます。

開店日： 令和 年 月 日

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き） ※開店日から令和4年1月末までの日数を記入してください。

開店日から令和4年1月末までの売上高 ①の日数※ 開店日以降の1日当たり売上高

① 円 ÷ 日 = ② 円

R4年2月の売上高 R4年2月の1日当たり売上高

円 ÷ 28 日 = ③ 円

開店日以降の1日当たり売上高 R4年2月の1日当たり売上高 R4年2月の1日当たり売上高減少額

② 円 - ③ 円 = ④ 円

④で算出された売上高減少額 × 0.4 = 千円未満切上げ前の支給単価A 千円未満切上 1日当たり支給単価A ⑤ 円 ※最大20万円

1日当たり支給単価A ⑤ 円 × 時短協力日数A 日 = 支給額A ⑥ 円 ※様式1-1に記載の協力日数A

②で算出された売上高 × 0.3 = 千円未満切上げ前の支給単価 千円未満切上 1日当たり支給単価 ⑦ 円

⑤又は⑦のいずれか低い単価

1日当たり支給単価B 円 × 時短協力日数B 日 = 支給額B ⑧ 円 ※様式1-1に記載の協力日数B

支給額A ⑥ 円 + 支給額B ⑧ 円 = 支給額合計 円

上記内容で申請します。